

(記入例)

技能を有する者の状況確認

④過去1年間の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	
水道 太郎	○	○	配管技能講習会	H〇〇
社員A	○	×		RO〇

保有している資格等

- ①.水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
- ②職業能力開発促進法第44条に規定する、配管技能士
- ③職業能力開発促進法第24条に規定する、都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の過程の修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能に係る検定会の合格者  
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

【令和元年6月26日 厚生労働省水道課長通知より抜粋】

上記内容の公表の可否

可       不可

保有している資格については、資格を証明する書類の写しを添付してください。  
技能を有する者の氏名は、公表の対象ではありません。  
行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。